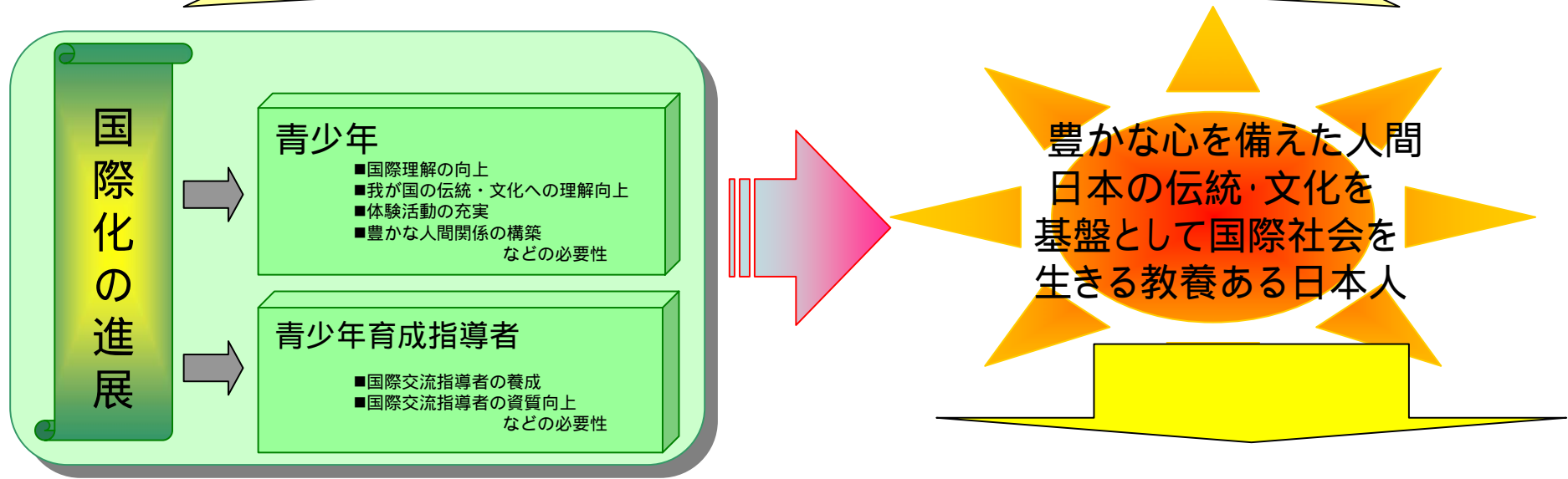


事業名	青少年交流推進事業	
主管課及び関係課(課名)	(主管課) スポーツ・青少年局参事官 (参事官: 宮本 真司)	
上位施策目標	施策目標 7 - 5 青少年教育の充実と健全育成の推進 達成目標 7 - 5 - (追加) 国際交流を通じ、我が国及び各国における青少年及び青少年育成指導者相互の認知度・理解度の向上を図る。	
事業の概要	国際化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことが重要な課題となっている。このため、青少年に対し、国内外の様々な人々との交流の機会を提供する事業の実施を青少年団体に委託する。加えて、青少年指導者についても、国際的視野の拡大と資質の向上を図り、青少年に対する国際理解教育をさらに推進するため、海外の指導者との意見交換や情報交換を提供する事業の実施を青少年団体に委託する。	
予算額及び事業開始年度	平成16年度概算要求額: 111百万円(平成15年度予算額: 44百万円) 事業開始年度: 平成6年度(国際交流事業は9年度から)	
必要性	今後さらなる国際化の進展に対応した青少年の国際理解教育の充実が求められ、海外の青少年との共同体験活動等を通じて、異文化体験や異文化交流は極めて重要であると指摘されている。また、これまでの日米・日独首脳会談等も踏まえ、我が国青少年の海外の青少年との交流の機会を提供する事業を強化する必要がある。 加えて、平成15年6月の日韓首脳共同声明を踏まえ、日韓の青少年交流事業を新たに推進する必要がある。 さらに、青少年育成指導者においても、海外の青少年の状況や先進的な青少年育成の取組事例を学ぶなど、国際的視野の拡大を図ることが必要である。しかしながら、青少年の指導者についての国際理解の向上は、これまで十分とは言い難く、新たに指導者の国際交流及び国際理解向上のための事業を行うことが必要である。 また、これらで得られた成果を、多くの国内育成指導者に情報発信することにより、我が国における青少年の健全育成の取組みを強化する必要がある。	
効率性	多様な内容の交流事業を専門性を有する青少年団体に委託することにより、青少年の国際理解教育の充実・青少年育成指導者の養成を図るとともに、併せて青少年団体の充実、活性化を推進することができる。また、指導者交流の成果を普及するためのフォーラムを開催することにより、多くの関係者・関係団体の参考となり、国際化に対応できる人材の育成の活性化を図ることができる。 こうしたことから、本事業の実施は、青少年の育成と青少年育成指導者の養成を図っていくための効果的な手法である。	
有効性	達成効果の把握の仕方(検証の手順)	本事業に参加した青少年及び青少年育成指導者を対象に、国際理解度及び日本の伝統・文化に関する認知度等について意識調査を実施し、達成効果を把握する。
	得ようとする効果の達成見込みの判断根拠(判断基準)	参加者の意識が、事業に参加したことにより、国際理解度及び日本の伝統・文化に関する認知度が高まり、実施後も半数以上の者が引き続き国際交流事業に関わるなどの成果が得られれば、効果が得られると判断。
得ようとする効果及び達成年度	青少年及び青少年育成指導者に対する国際理解教育を強化し、我が国及び各国における青少年相互の認知度・理解度及び意思疎通等の向上を図る。	達成年度 平成20年度
備考	(1) 橋本首相とクリントン大統領から日米両国民へのメッセージ(平成8年4月) (2) 中央教育審議会一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(平成8年7月) (3) 橋本首相とコール首相の日独首脳会談(平成8年11月) (4) デンバーサミットで「日独青少年交流の強化についての共同発表」(平成9年6月) (5) 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」(平成15年3月) (6) 小泉首相と盧武鉉大統領の日韓首脳共同声明(平成15年6月)	

# 青少年交流推進事業



## 青少年交流推進事業の強化



### 青少年

現在：日独・日米・日英



拡充：日韓

- 日本の青少年の海外派遣・海外青少年の日本招へい
- 共同体験活動、各国の伝統文化の体験活動等の交流事業を実施



### 青少年育成指導者

新規：日本の青少年育成指導者の海外派遣・海外の青少年育成指導者の日本招へい

- 各国での青少年育成活動や施設の現地調査等
- 指導者交流の成果を普及するためのフォーラムの開催